

2019年度認可保育所等利用申し込み案内

2019年4月から2020年3月までの間に利用を希望される方は、下記の受付期間内に利用申込書等を提出してください。現在利用中の方や2018年度の利用申し込みをして待機中の方も、再度申し込みが必要です。

また、育児休業明け等で、2019年度の途中（5月以降）から利用を希望される方も必ず申し込みをしてください。（出産予定・転入予定でも申し込みできます。）
在園児については保育所から申込書を配布しますので、保育所に提出してください。

書類は、役場町民課又は町内の保育所に準備しております。ホームページにも同じものを掲載しておりますのでご覧ください。

★受付期間・・・2018年11月13日(火)から2018年12月4日(火)まで
（土日祝日は除く）

※その後も随時受付は行っておりますが、上記期間中に申し込まれた方から優先して決定します。（一斉受付終了後に申し込みをされる場合は、希望される月の前々月末日までに申し込みをされてください。例：6月利用希望の場合4月末日までに申し込み）

★受付場所・・・役場1階 町民課福祉係窓口

★利用基準・・・嘉島町にお住まいでお子さんの保護者が次のいずれかに該当するため保育ができない家庭

- ① 就労（家庭外労働、家庭内労働（内職も含む））
「就労時間：月48時間以上」
- ② 就学（職業訓練校等における就業訓練を含む）
- ③ 病気やケガをしたり、精神若しくは身体に障がいがある場合
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護にあたっている場合
- ⑤ 妊娠・出産
- ⑥ 火災・風水害・地震等の災害のためその復旧にあたっている場合
- ⑦ 求職活動を行っている場合（起業準備を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- ⑩ その他、上記に類する状態にあると町長が認める場合

※求職活動中でもお申し込みいただけますが、その場合は、保育の利用開始日から3ヶ月以内に就労を開始する必要があります。

※当該子ども及びその兄弟姉妹に保育料の滞納がある場合、利用が難しくなる場合があります。

1. 保育園を利用される前に知っていただきたいことについて

(1) 申し込み希望園について

2018年度の当初申し込みは、嘉島町の認可保育所4園の合計定員409名に対して、481名の申し込みがあり、大変利用が難しい状態になっております。



利用を希望する施設の第1希望から第3希望欄に、記入された園のみでの申し込み（利用調整）とさせていただきますのでご注意ください。（0～2歳児は第4希望まで可能であるため、申込用紙をご確認ください。）

また、広域入所（受託）につきましては、待機児童が多く発生していることから、例年以上に入所が難しくなる可能性が高くなっております。特に年長児で来年度年度途中の転出等を予定されている方は、お早めに町民課福祉係にご相談ください。

(2) 利用するには下記の表の2号・3号認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望される場合	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育

(3) 園の利用時間は保護者の就労等の状況によって決まります。

園の開所時間：7時～19時

標準時間認定利用時間（11時間）		延長保育
延長保育	短時間認定利用時間（8時間）	延長保育
7時	8時30分	16時30分 18時 19時

※月48時間未満の就労時間については、保育を必要とする事由に該当しません。

※標準時間（就労時間が月120時間以上、妊娠・出産が理由の方）

※短時間（就労時間が月120時間以下、求職中、育児休業中の方）

（その他の事由の方及び就労の状況によってはこの限りではありません）

(4) 保育の必要な事由や勤務時間の変更があったときは変更申請が必要です。

利用決定後、保育の必要量や事由によって保育所を利用できる期間や時間が変わった際は、必ず町に変更申請書や必要書類を提出していただきます。

育児休業や就労時間の大幅な変更があった場合等、内容によっては保育所の利用時間や保育料が変更となる可能性がありますので、お早めに町民課福祉係にお知らせください。

(5) 町内認可保育所概要は下記のとおりです。(2018年11月1日現在)

保育所名	所在地	電話番号	定員	0歳受入月齢	保育時間 (延長保育含む)	その他
幼光保育園	鯉 1177-4	237-0601	120人	3カ月～	7:00～19:00	一時保育あり
嘉島保育園	上島 925-1	237-1016	180人	6カ月～	7:00～19:00	
東部幼光保育園	下六嘉 1759	360-6103	90人	3カ月～	7:00～19:00	
ニチキッズ かしま西 保育園	上島 1938-11	235-7551	19人	約2カ月～ 2歳児	7:00～19:00	

定員を超える申し込みがあった場合は、選考基準に基づき、保育の必要度が高い順に利用を決定します。

(6) 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）を利用の方も申し込みが必要です。

地域型保育事業とは、施設（原則20人以上）より少人数の単位で保育する事業をいいます。

0～2歳の子どもを預かる事業ですので、2歳児（満3歳に達する日以降の最初の3月31日）までの保育となり、年度末には必ず卒園しなければなりません。ただし、卒園後の3歳児からは連携施設等に優先的に利用できるように調整します。

規定で一般的な保育所は、0歳児3人を1人の保育士で保育しますが、小規模保育の事業所では、0歳児3人を2人の保育士で保育しますので、比較的きめ細かな保育を行うことができます。

(7) 幼児教育（3～5歳児）保育所利用料無償化について

現在、少子化対策及び幼児教育の重要性等から2019年10月より消費税率増税に伴い得た税収より幼児教育（3～5歳児）保育料の無償化を国が検討しておりますが、詳細等がまだ不確定であります。そのため、確定次第利用対象者の方に通知する予定です。

(8) 利用については1ヶ月単位での利用をお願いしております。

利用期間は、ならし期間も含めてご記入ください。

原則、月途中入所は受け付けません。

欠席などで利用日数が少ない場合や途中退所になられても

1ヶ月分の保育料が必要となります。



- (9) 町外保育所（地域型保育事業所も含む）を希望される場合は事前の確認が必要です。

嘉島町にお住まいの方は、町外の認可保育所等を希望される場合でも、嘉島町での手続きが必要です。利用要件や保育料なども嘉島町の基準に従います。ただし、希望保育所等のある市町村の住民が優先されるので、空きがあっても利用できない場合や、利用申込要件・継続利用要件が町内保育所とは異なる等の制限があります。

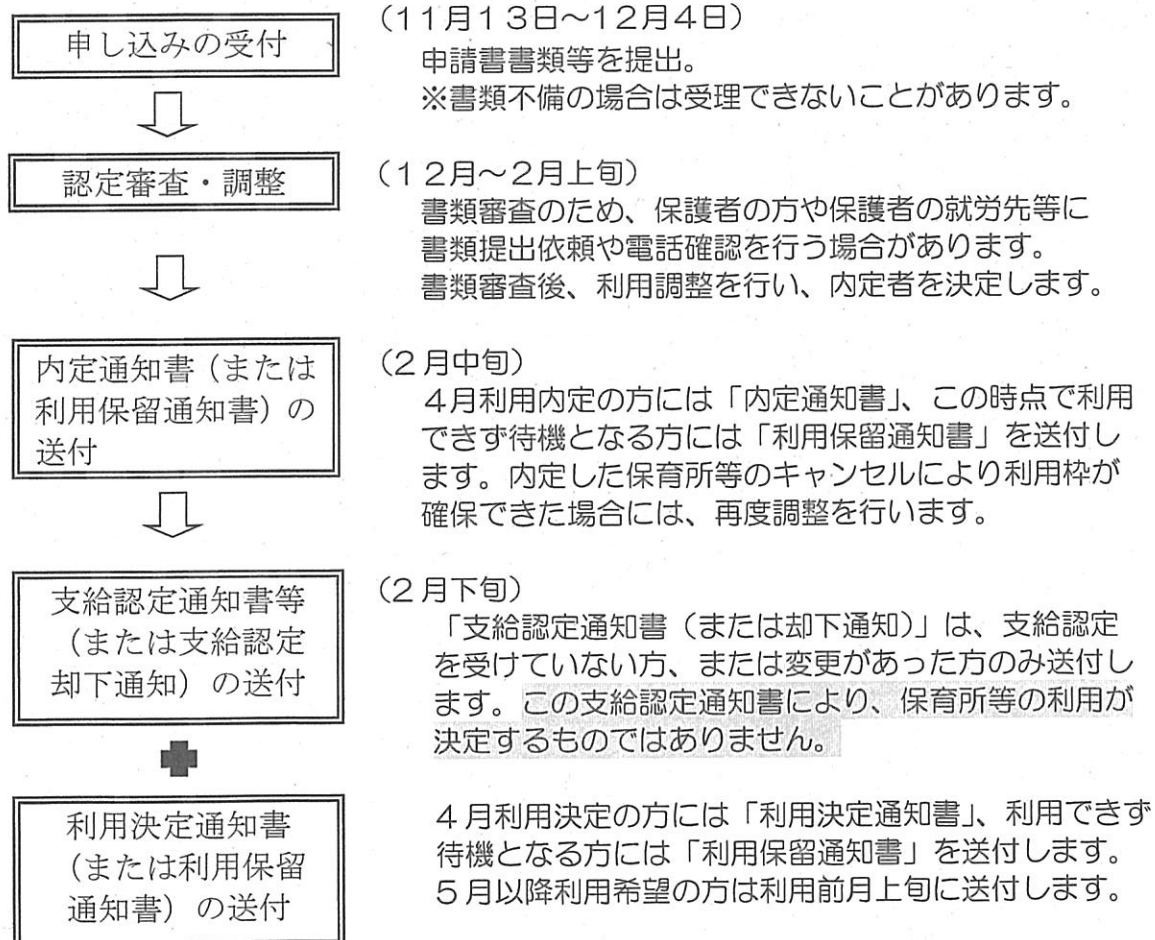


【保護者の方にいただくこと】

- ①希望する保育所等及びその保育所等がある市町村に保護者から直接利用の可否を確認してください。
- ②利用が可能な場合、利用申し込みの書類についてご説明しますので、嘉島町役場にご連絡をお願いします。
- ③利用申し込みの書類を嘉島町役場にご提出ください。

2. 利用決定までの流れ、利用申し込み結果について

(1) 利用決定までのスケジュールについて（予定）



※面接は行っておりません。ただし、保育所利用に関する相談（世帯員の変更やお子さんに関する事等）につきましては、随時受け付けておりますのでご連絡ください。

(2) 支給認定結果について (1号、2号、3号の認定)

- ・保育が必要と認められた場合は、「支給認定通知書(または支給認定証)」を、認められなかった場合は、「支給認定申請却下通知書」を送付します。この支給認定通知書がないと、保育所等を利用することができません。なお、この結果につきましては、申請の受付後30日以内に行うこととされておりますが、2019年度4月の利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果は2月下旬に通知する予定ですので、あらかじめご了承ください。
- ・支給認定通知書等は支給認定を初めて受ける方、または変更事項等がある方のみ送付させていただきます。また、2019年3月以降に受け付けた申請につきましては、30日以内に結果を通知いたします。
- ・保育が必要と認められた方で、支給認定通知書でなく、支給認定証が必要な方は、町民課福祉係にお知らせください。なお、申し出がない限りは支給認定通知書を送付します。
- ・転入予定者については、転入手続き終了後の通知となります。
- ・支給認定通知書等をもって、保育所等の利用が決定するものではありません。

(3) 施設利用の選考及び結果について (利用の決定)

- ・ご提出いただいた申込書類に基づき、利用基準の審査を行い、利用者を決定いたします。ただし、利用希望者が定員を超える場合には、選考の基準点数表を基に点数化し点数の高い順から選考いたします。点数表は、窓口とホームページに同じものを準備しておりますのでご覧ください。
申し込み状況によっては利用を保留させていただきますのでご了承ください。
- ・利用者の決定時期に関しては、下記の図のとおりになります。

【通知の送付時期について】

		内定通知	支給認定通知	利用決定通知
4月利用希望者	(当初申し込み期間に申請された方)	2月中旬	2月下旬 (在園児・現在待機中の方はなし)	2月下旬
	(随時申し込みの方)	2月中旬	2月下旬 (現在待機中の方はなし)	2月下旬
5月以降利用希望者		※内定通知は4月利用の方のみ送付するものです。	・当初申し込みの方は、2月下旬 ・随時申し込みの方は、申込日から30日以内(ただし2月下旬以降)	利用希望月前月上旬 (例) 6月利用希望 →5月上旬通知発送

(4) その他

①退所について

次の場合には原則として、保育所を退所していただきます。退所する場合は「保育所退所届」を提出してください。

- ・ 保育の必要性がなくなった場合（退職、病気・ケガの完治等）
- ・ 支給認定申請及び施設利用申し込みに虚偽がある場合
- ・ 無断欠席が続いた場合
- ・ 町外へ転出される場合（転出日の属する月の月末までは通園可能です。）
- ・ 期限までに必要書類の提出がない場合

※保育料を長期に滞納している場合も退所していただく場合があります。

②定員について

認可保育所には定員があります。嘉島町では例年多くの申し込みがあるため、定員を超えても一定の人数まで利用できる取り扱いをしておりますが、施設の面積や保育士の数などの基準により、利用可能人数には上限があります。この基準は、安全で健康的な保育を行うために全国一律に定められているものです。

③お子さんの心身発育等で心配な点がある方は、町民課福祉係にご相談ください。

3. 利用保留になってしまった場合について

(1) 年度内の調整について

利用保留になった方は次月以降の利用選考の対象として、2019年度中は支給認定期間の範囲内に限り、調整を続けます。その結果、利用が決定した場合は利用可能月前月の下旬に担当より保護者の方に電話連絡後、利用決定通知書を送付します。

(2) 認可保育所以外の保育サービスについて

①一時預かり事業

一時預かりとは、理由の如何に関わらず、子どもを預かってもらえる事業やサービスの総称です。嘉島町では幼光保育園が自主事業で実施しています。一時預かり事業は保育園等と保護者との直接契約によるものなので、嘉島町以外の市町村の保育所等での利用が可能な場合もあります。

②ファミリー・サポート・センター事業（ファミサポ）

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てサポートを受けたい方（利用会員）と援助協力できる方（協力会員）との支え合いによる活動です。事前申し込みを行い、講習を受講する必要がありますが、会員登録すると、お子さんを預かって欲しい時に、登録している協力会員を紹介してもらうことが可能です。

子どもの預かりは会員の自宅で行われ、嘉島町では生後3か月から小学校6年生までを預かってもらうことが可能です。

（嘉島町ファミリー・サポート・センター TEL：237-5559）

③その他の保育施設

嘉島町の認可を受けていない認可外保育施設もあります。問い合わせや申し込みは各施設に直接行う必要があります。

(3) 待機児童支援助成事業について

嘉島町では認可保育所の利用要件を満たし、申し込みを行ったが利用保留となったお子さんについて、一定条件（所得要件や対象施設等）を満たす場合に認可外保育施設を利用しているお子さんの保護者の方に対し、利用料の一部を助成する事業を行っております。対象となる条件、助成額等は以下のとおりです。

①対象者について

以下の要件をすべて満たすお子さんの保護者の方が対象となります。

- ☐ 認可保育所の利用要件を満たして申し込みを行ったが、認可保育所を利用できず待機となっている
- ☐ 嘉島町に住民登録があり、対象児童と同一の世帯に属し、保育所の申込時に保護者欄に記載されている方
- ☐ 本助成金の対象となる認可外保育施設を月単位で契約し利用している
- ☐ 就労・就学・疾病等により、現にご家庭での保育ができない
- ☐ 認可保育所の保育料算定を基準に該当年度の市町村民税の所得割額が97,000円未満
- ☐ 申請時に認可保育所の保育料又は町税の滞納がない

②助成金額について

助成金の額は助成対象経費から階層区分により算出される保育料月額相当額を差し引いた額に対象月数を乗じた額を支給します。ただし、下表のとおり所得階層区分に応じて助成上限額があります。なお、所得階層別の助成上限額よりも、利用している認可外保育施設の利用料が少ない場合は、実際の利用料が上限となります。

嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則別表第2の階層区分		3歳未満児 (月額)	3歳以上児 (月額)
第1階層	生活保護世帯等	18,000円	16,000円
第2階層	市町村民税非課税世帯	16,000円	14,000円
第3階層	市町村民税所得割額が48,600円未満の世帯	14,000円	12,000円
第4階層	市町村民税所得割額が48,600円以上97,000円未満の世帯	10,000円	10,000円

※市町村民税所得割額が97,000円以上の場合（第5～第8階層に該当する方）は対象となりません。

申請書、申請期間など詳細については、町民課福祉係にお尋ねください。

4. 保育料について

(1) 嘉島町における保育料について

嘉島町で定められている保育料は以下のとおりです。

【特定保育等に係る利用者負担額表（保育料）】

(単位：円)

支給認定保護者の属する世帯階層区分				利用者負担額(月額)					
階層区分	定義			3歳未満児 (3号認定)		3歳児 (2号認定)		4歳以上児 (2号認定)	
				標準 時間	短時間	標準 時間	短時間	標準 時間	短時間
第1	生活保護法に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給世帯			0	0	0	0	0	0
第2	第1階層を除き、前年度分又は当該年度分の市町村民税課税額が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	0	0	0
			通常	8,000	7,900	5,000	5,000	5,000	5,000
第3		所得割額 48,600円 未満	ひとり親等	8,500	8,400	6,000	6,000	6,000	6,000
			通常	18,000	17,700	15,000	14,800	15,000	14,800
第4		所得割額 48,600円 以上 77,101円 未満	ひとり親等	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000
			通常	28,000	27,600	25,000	24,600	25,000	24,600
		所得割額 77,101円以上 97,000円未満		28,000	27,600	25,000	24,600	25,000	24,600
第5		所得割額 97,000円以上 169,000円未満		38,000	37,400	30,000	29,500	28,000	27,600
第6		所得割額 169,000円以上 301,000円未満		43,000	42,300	32,000	31,500	30,000	29,500
第7		所得割額 301,000円以上 397,000円未満		48,000	47,200	34,000	33,500	32,000	31,500
第8		所得割額 397,000円以上		53,000	52,100	36,000	35,400	34,000	33,500

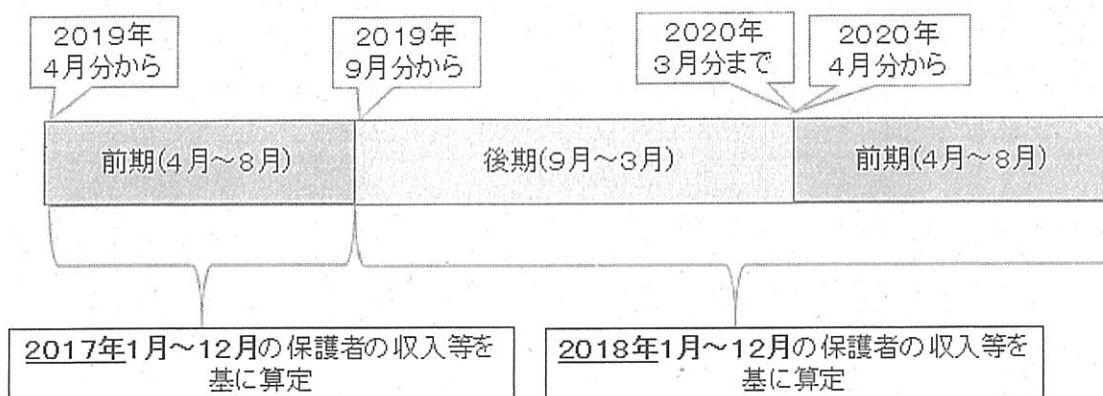
※ひとり親等とは、ひとり親家庭及び障がい児(者)を有する世帯です。

(2) 保育料の算定方法について

保育料は保護者の「住民税の所得割額」で算定します。

①2019年4月分から8月分までは、子どもの保護者の2018年度市町村民税所得割額の合算額（2017年1月～12月の収入等を基に算出）、9月分以降は2019年度市町村民税所得割額の合算額（2018年1月～12月の収入等を基に算出）を基に保育料を算出します。

【イメージ図】



市町村民税所得割額は、お勤めの方は毎年6月頃に職場より配布される「給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」でも確認できます。また、保護者の収入が著しく低い場合は、同居の家族の中で所得の一番高い方で算定する場合があります。

なお、税額控除（住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等）は、適用されません。

②2018年度以降市町村民税を課税されている市町村が政令指定都市（熊本市等）だった場合、税率の変更に伴い市民税の割合が高くなりましたが、他市町村との平等性を図るため、税率変更前の市町村民税所得割額で保育所利用料を算定します。

③利用決定者のうち、保育料算定のための書類が未提出の方につきましては算定ができないため、最高階層での仮決定とします。

④子どもの年齢は、利用開始月にかかわらず、年度初日（4月1日）の年齢によって算定します。（年度途中で年齢が変更になっても、保育料の年度途中での変更はありません。）



(3) 未婚のひとり親を寡婦とみなす特例について

婚姻歴のないひとり親家庭は、税法上の寡婦（夫）控除の適用が受けられず、婚姻歴のあるひとり親と比べて保育料の額などに差が生じる場合があります。そのため、婚姻歴の有無による差が生じないように、保育料算定に係る寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。

控除適用のためには、次の対象条件をすべて満たしたうえで申請書等を提出していただく必要がありますので、該当されると思われる方は町民課福祉係にお越しください。

【対象条件】

- ☐ 婚姻歴によらず母（父）となり、その後婚姻（事実婚を含む）していない。
- ☐ 生計を一にする20歳未満のお子さん（合計所得金額が38万円以下で、ほかの人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る）がいる。
- ☐ 総所得金額が500万円以下である（寡夫のみ）

(4) 多子世帯の保育料軽減について

	条件	カウントの仕方	保育料の軽減額
①	保育所等を利用している※1 子どもが2人以上の場合	保育所等を利用している 子どもをカウント	第2子半額 第3子以降無料
②	市町村民税所得割額 57,770円未満の世帯	兄弟姉妹の年齢に 関わらずカウント	第2子半額 第3子以降無料
③	ひとり親世帯等で 市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯	兄弟姉妹の年齢に 関わらずカウント	第1子半額 第2子以降無料
④	18歳未満の子どもが3人以上 いる場合(第7、8階層は除く)	18歳未満でカウント	第3子以降無料
⑤	非課税世帯	兄弟姉妹の年齢に 関わらずカウント	第2子以降無料

※1 幼稚園、認可保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設などに入所又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合を指します。

- ・ひとり親等は、既に軽減された金額が利用者負担額表に記載されております。
- ・平成28年熊本地震に伴う保育料減免は2017年3月末日で終了しております。
- ・毎月1日から末日までの1ヶ月単位での利用をお願いしておりますので、在籍した月は出席日数にかかわらず1ヶ月分の保育料が必要となります。
- ・修正申告等による税額の変更、離婚等による家族構成の変更等は保育料に影響するため、直ちに町民課福祉係に連絡してください。（家族構成が変わったことにより保育料が変更になる場合は、異動の翌月からの変更とします。）

(5) 保育料の徴収方法について

① 口座振替	1月～11月…毎月末日口座振替します。 12月…25日に口座振替します。(ただし、その日が土日祝の場合は、金融機関翌営業日になります。)
--------	---

↓ 口座振替できなかった場合

② 納付書納入	翌月の8日前後に保育所を通じて納付書を送付します。 20日までに保育所に支払ってください。
---------	--

↓ 20日までに納入されなかった場合

③ 督促状	督促状を送付します。 督促状に記載された指定期日までに納入してください。
-------	---

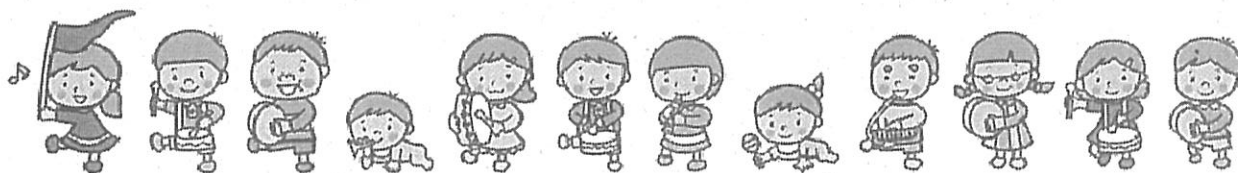
↓ 指定期日までに納入がなかった場合

④ 児童手当等から徴収	児童手当等から徴収します。
-------------	---------------

↓ 児童手当等からの徴収が不能になった場合

⑤ 滞納処分	預金や給料の差し押さえ等の滞納処分を実施します。
--------	--------------------------

※認定こども園、公立保育所、地域型保育事業については、施設に直接納付となります。
※税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例に基づき、保育料を納期限までに納付されない場合、督促料及び延滞金が加算されます。納期限内に収めた人との公平性を保つことを目的に行いますので、ご理解と期限内の納付へのご協力をお願いします。



5. よくある問い合わせ例（Q & A）について

（利用申し込み関係）

- Q. 嘉島町に転入予定ですが、申し込みはできますか？
- A. いつの時点で転入してきますという確約書の提出を添付していただいた場合のみ受け付けております。ただし、利用希望月の前月20日頃までに、嘉島町に住民登録をしていなければ、利用できません。
- Q. 利用申し込み前の見学は必要ですか？
- A. 見学の有無は入所選考等の優先度等に影響はありません。しかし、その施設での生活や保育方針等それぞれの保育施設等の特色をよく理解していただいた上での申し込みをおすすめします。
- Q. 育児休業が明けたら職場に復帰しますが、いつから入所できますか？
- A. 基本的に当月の15日までに職場復帰する場合は、前月入所の申し込みが可能です。
（例1）7月15日に職場復帰→6月入所の申し込み可能
（例2）7月16日に職場復帰→7月入所からの申し込み可能
- Q. 子どもの利用開始時は就労していましたが、退職した場合はどうなるのですか？
- A. 今後働く予定がない場合には退所となりますが、今後働かれる場合は求職活動申立書を提出していただければ継続しての利用が可能です。（ただし、求職中による利用は原則3ヶ月となります。）
- Q. 幼稚園の申し込みと併願してもいいですか？
- A. 大丈夫です。最終的に幼稚園を希望される場合はお早めにお知らせください。
- Q. 今、会社勤めで第1子を保育所に預けていますが、今度第2子を出産する予定です。育児休業に入るのですが、第1子はそのまま通園できますか？
- A. 出生届を提出の際に手続きをしていただいた場合、利用を継続することができます。ただし、短時間認定（最長8時間）となります。
- Q. 転園することはできますか？
- A. 可能です。ただし、基本的に年度当初のみ受け付けております。なお、利用決定後に転園希望の保育所をキャンセルし、以前の保育所に戻るということはできませんので、ご注意ください。

（利用保留について）

- Q. 利用保留となった場合は再度申し込みをする必要がありますか？
- A. 希望していた月で利用保留となった場合、2019年度の申し込みは支給認定期間の範囲内に限り2020年3月まで有効です。申し込み内容に変更がない場合は、翌月以降も希望された施設での選考対象となりますが、2019年度に利用決定しなかった場合、2020年度の申し込みが別途必要になります。
- Q. 求職活動中であることを理由に申し込みをしましたが、入所保留となりました。支給認定期間は3ヶ月ですが、3ヶ月経つとどうなりますか？
- A. 求職活動中であることを理由にしての支給認定は3ヶ月で利用調整の対象外となります。引き続き求職活動をされている方は、認定期間の終了日の属する月の20日（土日祝日の場合は直前の平日）までに認定に必要な書類（就労を開始した場合は就労証明書、引き続き求職活動の場合は求職活動証明書）を提出してください。期限までに提出のない場合は、認定の有効期間が切れ、利用調整も対象外となります。再度申し込む場合は申込書類を改めて提出する必要があります。

（保育料について）

- Q. 年度途中で確定申告等をして市町村民税額が変わりましたが、保育料に関係しますか？
- A. 保育料が変わる場合がありますので、直ちに町民課福祉係にご連絡ください。
なお、基本的に税の更正が分かった翌月から適用しますが、年度を越えた遡及は行いません。保育料が変わる可能性がある場合は下記のとおりです。

- ①生活保護の受給を開始・終了した。
- ②家族構成が変わった。（ひとり親家庭になった、合算対象者と生計が別になった等）
- ③障がい者手帳等の交付を受けた。
- ④年度の途中で所得の申告を行った。
- ⑤保育認定が変わった（育児休業に入ったため、標準時間→短時間に変更になった等）

6. 個人番号（マイナンバー）について

「行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、手続きの際に個人番号（＝マイナンバー）の記入が必要になりました。施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書を提出する際には、個人番号を記載していただきます。あわせて、「身元確認」と「番号確認」が必要になりますので、次の書類を提出もしくは持参していただきますようお願いいたします。

（1）マイナンバーの記入で省略できる書類

平成29年11月から自治体の情報連携が開始され、今まで申請時必要だった資料の提出を省略することができるようになりました。

【省略することができる書類】

- ・住民票・保育園等利用事務に係る市町村民税課税証明書
- ・障がい者手帳（身体、療育、精神）

（2）必要な書類について

①か②の書類が必要になります。

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを持っている場合

身元確認と番号確認が、カード1枚で可能です。

個人番号カード



個人番号カードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認

運転免許証orパスポートなど

番号確認

通知カードor

住民票（マイナンバー付き）など



①個人番号カードをもっている場合

1つだけで確認できるため、他の書類は必要ありません。

②個人番号カードを持っていない場合（身元確認書類＋番号確認書類）

★身元確認書類 ※身元確認書類は種類によって2つ必要な場合があります。

1つの提示でよいもの	運転免許証、パスポート、障がい者手帳（身体、精神、療育）、写真付きの身分証明書（学生証・社員証等）
2つの提示が必要なもの	公的医療保険の保険証（国民健康保険、健康保険、介護保険）、子ども医療受給者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、身分証明書（顔写真なし）

★番号確認書類

通知カード、個人番号入りの住民票

7. 利用申し込みに必要な書類について

申し込みには次の(1)～(3)の書類が必要です。※(4)、(5)については該当者のみ。

(1) 支給認定申請書兼利用申込書

- ・申込書は町民課福祉係で受け取るか、町ホームページよりダウンロードして取得してください。
- ・2019年4月1日時点の状況に基づいて記載例を参考にご記入ください。空欄等不明な点があると正しい審査ができませんので、必ず全ての項目をご記入ください。
- ・兄弟姉妹で申し込む場合は、子ども1人につき1枚が必要です。(添付書類は1人分で可)

(2) 保育が必要なことを証明する書類【父母ともに必要です。】

保護者の状況(利用理由)	提出書類	備考
就 労	お勤めの方 お勤め予定の方 内職の方	就労(予定)証明書
	自営業の方	就労(予定)証明書
	農業の方	農業従事申立書
就 学	学校に通っている方 学校に通う予定の方	在学証明書及び 時間割(カリキュラム)
病 気・ 介 護	保護者の疾病・ 障がい	診断書または調査員 (民生委員)の意見書
	親族の 介護・看護	診断書または調査員 (民生委員)の意見書
そ の 他	妊娠・出産	母子手帳の写し
	災害復旧	調査員(民生委員)の意見書
	育児休業中	就労(予定)証明書 及び出産に伴う継続利用 申立書
	求職活動中	求職活動申立書

(3) 個人番号（マイナンバー）と身分証明書を確認するための書類

来庁者	持参していただくもの
保護者氏名欄に記載されている方本人	保護者氏名欄の方の個人番号がわかる書類 身分証明書の写し
保護者氏名欄の方の 配偶者もしくは祖父母	保護者氏名欄の方の個人番号がわかる書類 // 身分証明書の写し 来庁される方の身分証明書の写し
上記以外の代理人	保護者氏名欄の方の個人番号がわかる書類 // 身分証明書の写し 来庁される方の身分証明書の写し 委任状

※番号確認と身元確認の完了後、それらの書類については個人情報保護のため破棄します。

(4) 保育料を算定するための書類

保護者の状況	提出書類
同居の家族に障がい者手帳等をお持ちの方がいる場合	障がい手帳を持っている方の個人番号がわかる書類 特別児童扶養手当証書の写し 障がい年金証書の写し ※保育料が軽減される場合があります。

(5) その他必要書類

同居の親族に 70 歳未満の祖父母がいる場合	
働いている	勤務先を申込書に記入 [農業の場合は農業従事申立書が必要]
病気	診断書又は調査員（民生委員）の意見書が必要
申し込み時点で嘉島町に住民票がない方	確約書 (利用開始希望月の前月中旬までに嘉島町に住民登録をしていなければ利用できません。)
初めて利用を申し込む方	保育料の振替を希望する口座の通帳と銀行届出印

※保護者以外にその家庭に子どもの保育ができる方（同居の 70 歳未満の祖父母等）がいる場合でも、保育所等の利用はできます。（ただし、選考順位には加味されません。）

《お問い合わせ先》 嘉島町役場 町民課 福祉係
〒861-3192
上益城郡嘉島町上島 530
TEL 096-237-2576 (直通)
FAX 096-237-2359



施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(2号、3号認定用)

現況届 兼 保育所等利用申込書

2019年 〇月 〇日

熊本県上益城郡嘉島町長 殿

下記の事項に同意のうえ、真正な書類を添付し、次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等を利用を申し込みます。

- 1、支給認定及び利用料決定のために必要な市町村民税の情報(同一世帯を含む)
- 2、決定した利用者負担額について、保育所等に対して提示すること
- 3、税資料を期限までに提出できないときは、基準額の最高階層にて決定される
- 4、必要と認める際には、小学校、他の保育所等その他の機関に対して個人情報提供すること

必ず代表保護者の
個人番号がわかるもの
と身分証明書のコピー
を添付してください。

申請及び保育所等の

(個人番号利用も含む)

必ず個人番号
(マイナンバー)を
記入してください。

代表保護者氏名

嘉島 太郎

印

*チェック欄

マイナンバー	身分証明	受付者	認定番号	必要量
				標・短

空欄をお願いします。

申請に係る小学校就学前の子ども	氏 名 (ふりがな) かしま じろう 嘉島 次郎	生年月日 2018年 4月 1日生	年 齢 * 歳児	性 別 男・女 男・女	障がい者 手帳等の有無 有・無 有・無
子どもの個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
保護者 住所・連絡先	(住 所) 嘉島町大字 上島530番地 ○○アパート 101 (連絡先) 自宅 △△△-△△△△ 父(携帯電話) △△△-△△△△ 母(携帯電話) △△△-△△△△				

小学校就学前までの利用を希望される場合は
チェック☑をしてください。
1年間のみなど、それ以外の期間については、
日付を記載の上チェック☑をしてください。

①利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名、希望する保育必要量

利用を希望する期間	☒ 小学校就学前まで 20 19年 4月 1日 から ☐ 20 年 月 日 まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名 第1希望 ○○保育園 第2希望 △△保育園 第3希望 □□保育園 (0~2歳児で第3希望まで記入した方のみ) 上記施設が利用保留となった場合別施設の利用調整(□希望する・☑希望しない)	
希望する保育必要量	☒ 標準時間(月120時間以上就労等) ・ ☐ 短時間(月48時間以上月120時間以下就労等)	

希望する保育必要量に
チェック☑をしてください。
(詳細は申込案内のP2を
参照)

②世帯の状況

区分	ふりがな 氏 名 個人番号	年齢	性別	勤務先又は 学校名等	障がい者手 帳等の有無	備考				
保護者	かしま たろう 嘉島 太郎 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	父	S62年 4月 4日生	31	男・女	男・女	〇〇製薬	有・無 有・無	有・無 有・無	同居・別居 同居・別居
	かしま はなこ 嘉島 花子 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	母	S62年 5月 5日生	31	男・女	男・女	〇〇市役所	有・無 有・無	有・無 有・無	同居・別居 同居・別居
	かしま いちろう 嘉島 一郎	兄	H21年 8月 8日生	9	男・女	男・女	嘉島〇小学校	有・無 有・無	有・無 有・無	同居・別居 同居・別居
子どもの世帯員	かしま はなこ 嘉島 一子	姉	H26年 9月 9日生	4	男・女	男・女	〇〇保育園	有・無 有・無	有・無 有・無	同居・別居 同居・別居
			年 月 日生		男・女	男・女		有・無 有・無	有・無 有・無	同居・別居 同居・別居
			年 月 日生		男・女	男・女		有・無 有・無	有・無 有・無	同居・別居 同居・別居
同居の祖父母	かしま そふろう 嘉島 祖父郎 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	祖父	S31年 6月 6日生	62	現在状況 ☑就労 □農業 □無職 (勤務先: 〇〇建設 □疾病・障がい □介護 □死別 □離婚 □その他)	70歳未満で無職の 場合は、民生委員の 意見書が必要です。	有・無 有・無	有・無 有・無	有・無 有・無	有・無 有・無
	かしま そぼこ 嘉島 祖母子 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	祖母	S33年 7月 7日生	60	現在状況 □就労 □農業 □無職 (勤務先: □疾病・障がい □介護 □死別 □離婚 □その他)		有・無 有・無	有・無 有・無	有・無 有・無	有・無 有・無
	家庭の状況 (保育料軽減の対象になる場合あり)	☐ 生活保護世帯 ・ ☐ ひとり親家庭 (未婚のひとり親家庭) ・ ☒ 障がい児(者)を有する家庭 →要書類添付								

2019年4月1日時点の年齢を
記入してください。

	【父方】	【母方】
別居の祖父母の状況	住所	住所 熊本市〇区〇〇〇・・・番地
	祖父氏名 (歳) 就労・病気・無職・死別・離婚・その他	祖父氏名 役所 祖父男 (59歳) 就労・病気・無職・死別・離婚・その他
	祖母氏名 (歳) 就労・病気・無職・死別・離婚・その他	祖母氏名 役所 祖母美 (57歳) 就労・病気・無職・死別・離婚・その他

③保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他 () (具体的な状況(疾病・介護の状況など))	
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他 () (具体的な状況(疾病・介護の状況など))		
希望する利用時間	利用曜日	利用時間	
	日・火・水・木・金 土・不定期	8 時から 18 時まで	

④子どもの健康状況について

発育状況等 (○をつける)	・発育の遅れ 無 ☒ 有 ☒ ・食物アレルギー 無 ☒ 有 ☒	【低身長である。低体重である。など】 【エビ、卵、そば、小麦など】
心配していること	・精神発達面(ことば・行動など) ・健康面	【ことばが遅い気がする。乱暴である。など】 【生まれつき病気がある。障がいがある。など】

○「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。＊印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。

○ 字は楷書ではっきりと書いてください。

⑤利用調整に係るアンケート【※必ずお答えください。無記入の場合は点数として反映しません。】

1 町立幼稚園と併願している。	はい ・ ☒ いいえ
2 世帯の生計中心者が失業している。	はい ・ ☒ いいえ
3 前年度待機児童として保留通知を受け、6ヶ月以上利用を待っている。	☒ はい ・ いいえ
4 前年度待機児童として利用保留となったが、就労の関係で育児休業から復帰した。	☒ はい ・ いいえ
5 前年度兄弟姉妹同一施設の利用が叶わず、現在別々の施設で利用している。	はい ・ ☒ いいえ
6 公的機関の自立支援プログラム等を利用している。	はい ・ ☒ いいえ
7 保護者が送迎をする手段が徒歩又は自転車のみである。	はい ・ ☒ いいえ
8 保護者が保育士、幼稚園教諭及び保育教諭として、ハローワーク等に求職登録している又は就労予定である。	はい ・ ☒ いいえ

*市町村記載欄

受付年月日	平成 年 月 日	
認定の可否 (可・否) (否とする理由)	認定者番号	認定区分等 □1号 □2号 □3号 (□標 □短)
平成 年 月 日認定		
支給(利用)の可否 (可・否) (否とする理由)	(利用施設名)	支給(利用)期間
□施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
利用施設(事業者)名		
□認定こども園[□連 □幼(□幼 □保)] □保(□保 □幼) □地(□幼 □保) □幼稚園 □保育所 □地域型[□小 □家 □居 □事]		
備考		